

## 平成29年度第2次定期監査に係る注意事項の公表

平成29年6月6日から平成29年8月21日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項については、平成29年10月5日付け熊本県監査委員公告第13号で公表しています。

平成29年10月5日

熊本県監査委員事務局

○件数 104件

○注意事項

### 1 交通事故等

| 事項       | 内容                           | 課題数 |
|----------|------------------------------|-----|
| 交通法規違反のみ | 公務中の交通法規違反が発生している。           | 5   |
| 交通事故     | 公務中に人身事故、自損事故が発生している。        | 1   |
|          | 公用車の自損事故、過失割合が高い物損事故が発生している。 | 12  |
|          | 公務中の自損事故、過失割合が高い物損事故が発生している。 | 9   |

### 2 行政

| 事項        | 内容  | 課題数 |
|-----------|---|-----|
| 光熱水費等の取扱い | 指定管理者が管理・運営している県有施設の光熱水費等の徴収及び支払について、県と指定管理者が締結した協定書及び負担規程と異なる取扱いをしている。 | 2   |
| 源泉徴収額の誤り  | 委員謝金に対する所得税の源泉徴収額に誤りがある。  | 1   |
| 職員の旅行命令   | 職務専念義務免除の対象となる業務に伴う出張において、県職員としての旅行命令がなされていない。                          | 1   |

### 3 収入

| 事 項       | 内 容                                     | 課題数 |
|-----------|---|-----|
| 未収金対策     | 徴収努力はなされているものの、未収金総額が前年度末現在と比較して増加している。 | 6   |
| 収入調定事務    | 年度当初に収入調定すべきものが調定されていない。                | 2   |
|           | 開示請求に係る費用額を誤って収納している。                   | 1   |
| 収入証紙事務    | 収入証紙に消印ではなく所属の受付印が押印されている。              | 1   |
|           | 証明手数料等の収入証紙に消印が押印されていない。                | 1   |
|           | 収入証紙消印記録簿に記入漏れがある又は検印がされていない。           | 2   |
| 家屋貸付料の算定誤 | 家屋貸付料に算定誤りがあり、過大又は過小に徴収している。            | 3   |
| 寄附金       | 寄附金の事務処理で、振り込んだ寄附者の特定ができず、収納が遅れている。     | 1   |
| 返還金・加算金   | 補助金の交付決定取消に伴う返還金・加算金が発生している。            | 1   |

### 4 支出

| 事 項    | 内 容   | 課題数 |
|--------|---|-----|
| 委託契約事務 | 精算額の確認がないまま、契約金全額が支出されている。                              | 1   |
|        | 委託料を請求日から15日を超えて支払っている。                                 | 1   |
| 委託契約事務 | 委託契約の再委託において、書面による県の承諾手続がとられていない。                       | 2   |
|        | 単独随意契約により契約している業務委託で、業務の大半が再委託されている。                    | 1   |
|        | 業務委託の契約に際し、障害者雇用促進企業等から1者追加して指名又は見積書の徴取をすべきところ、行われていない。 | 3   |

|            |  |    |
|------------|--|----|
| 負担金・補助金    | 補助金について、交付要項に規定が整備されていないにもかかわらず交付決定前に事業に着手している。  | 1  |
|            | 負担金又は補助金を概算払されているが年度内に履行確認(精算)を行った事実を確認できない。     | 2  |
|            | 補助金に係る完了確認において、検査員に任命されていない職員が検査を行っている。          | 1  |
|            | 補助金の変更交付決定通知書の原本が申請者に交付されていない。                   | 1  |
| 手当の支給      | 平成26年度及び平成27年度の時間外勤務手当について、支給漏れがあり平成28年度に追給している。 | 8  |
|            | 鳥インフルエンザ防疫作業に係る感染症防疫作業手当について、支給対象者に支給していない。      | 20 |
| 旅費の支給      | 会食費用を公費で支出している宿泊旅行において、宿泊料の調整が行われていない。           | 2  |
|            | 旅行命令上は公共交通機関利用となっているが、タクシー券が利用されている。             | 1  |
| ETCカードの誤使用 | 高速道路を利用する際に公用のETCカードを誤って使用し、返納している。              | 6  |
| 工事の工期      | 工事請負契約の工期は変更されているが、特記仕様書に記載の現場作業の工期は変更されていない。    | 1  |
| 工事の安全対策    | 作業場周辺の足場が十分に確保されておらず、安全対策が不十分である。                | 1  |

## 5 物 品

| 事 項    | 内 容   | 課題数 |
|--------|---|-----|
| 毒劇物の管理 | 毒劇及び劇物の保管において、受払簿に責任者等の検印欄がないなど、管理監督した記録がない。      | 1   |
| 備品の管理  | 油の防除に必要なオイルフェンスを備えることとされているが、故障により使用できない状態となっている。 | 1   |

## 6 財 産

| 事 項      | 内 容  | 課題数 |
|----------|--|-----|
| 行政財産使用許可 | 県有施設において、業者が出店のための工事を行う期間について、行政財産使用許可を行っていない。 | 1   |